

重点計画事項

1 横断的制度

(1) 規制の横断的評価・見直し

規制の周期的な見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

規制改革会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、一定期間経過後見直し基準（基本別記（1）参照。）にしたがい見直しを推進するものとする。このため、以下の必要な措置を講ずる。

ア 法律、法規命令、通知・通達等の一定期間経過後見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

平成 18 年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」(平成 18 年 3 月 31 日基準)の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわると判断した法律（その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く）について、「次回の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、本年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進める。また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進める。

（基本ア a）

イ 見直し作業のフォローアップ【平成 19 年度以降逐次実施】

規制改革会議が、各府省庁において作成された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」を通じて実施した本年度の見直し対象とされている法律の件数（平成 18 年度基準）についての取りまとめの結果は、各府省庁の合計で 50 件（平成 19 年 4 月 11 日現在、見直し対象法律全体の 11%）となっている。

見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされているか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべきか否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のうえ適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行う。（基本ア a）

規制にかかわる通知・通達等の見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

ア 規制にかかわる通知・通達等の分類

平成 18 年度において、各府省庁は、「規制改革・民間開放推進 3 年計画」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)(以下、「3 年計画(再改定)」という。)における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。これは、現時点において効力を有する規制にかかわる通知・通達等(行政手続法に定める審査基準・処分基準、 以外に本省等が定める基準のうち、企業・国民に影響を与える(関与・介入する)もの全て)について、私人に対する「外部効果」を有するかどうかの観点から、各府省庁において分類を行ったものである。

平成 19 年 3 月 30 日の時点で、その件数(平成 18 年 3 月 31 日基準)について規制改革会議が行った取りまとめの結果は以下のとおりとなっている。

- ・ 行政手続法に定める審査基準・処分基準：計 1,009 件
- ・ 上記以外で外部効果を有する通知・通達等：計 947 件

企業・国民に影響を与える(関与・介入する)ものとして各府省庁が発出している規制にかかわる通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有するものは上記のカテゴリーに分類されているものであり、これら以外の規制にかかわる通知・通達等については、各府省庁が、私人に対し「外部効果」を生じさせるような運用をするべきでないと判断しており、したがって、国民がその内容に従うか否かは任意であると考えられる。

この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年 12 月末日までに、新規のもの追加、既存のもの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告する。見直し推進機関は、この過程において、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請する。(基本ア b)

イ 結果の公表について

「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等につ

いては「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。

このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表する。平成 18 年 3 月 31 日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調査のうえ平成 18 年度末に規制改革会議のホームページにおいて公表を行った。平成 19 年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にかかわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、これら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形で公表する方向で平成 19 年末までに検討を行い、結論を得る。(基本ア b)

見直しの推進【平成 19 年度以降逐次実施】

一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずる。

ア 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずる。(基本ア a)

(ア) 各府省庁は、規制にかかわる法律(その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下同じ。)の新設・改正にあたり、法律案を作成する際には、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。

(イ) 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覧において設定した、見直し年度において、一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する規制(法規命令、通知・通達等を含む)の見直しを行う。

(ウ) 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、前述の見直し一覧作成や一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップするとともに、適時報告の徴収、意見表明を行う。

イ 規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、「3か年計画(再改定)」における見直し基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進する。また、各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、同見

直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行う。(基本ア b)

(ア) 各府省庁は、「3か年計画(再改定)」における見直し基準に基づく通知・通達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18年度に引き続き平成19年度以降、毎年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。

(イ) 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進機関に報告する。

(ウ) 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省庁に対し再検討を要請する。見直し結果については、平成19年度以降、毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。

ウ 平成19年度から平成21年度までは、当面規制改革会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成21年度末までに検討し、決定する。(基本ア c)

規制影響分析(RIA)の幅広い実施

ア 総務省は、「3か年計画(再改定)」に基づき、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、RIAの義務付けの範囲等、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講じたところである(行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)の一部改正(本年10月施行予定))。

今回の行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正政令の施行後、その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大を視野に入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を進める。**【平成20年度以降継続的に実施】**(基本ア c)

イ 各府省庁は、義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き

続き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り当該案に係る R I A を付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進める。**【逐次実施】**(基本ア a)

総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。**【平成 19 年度以降継続的に実施】**(基本ア b)

ウ R I A の実施に当たっては、評価手法等 R I A の実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。

R I A の実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。

したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実した R I A を実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。**【平成 19 年度実施】**(基本ア d)

「日本版ノーアクションレター制度」についての検討

規制改革会議は、我が国におけるノーアクションレター制度とされている現行の「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定、平成 16 年 3 月 19 日同改正。以下「法令適用事前確認手続」という。）は、対象事項が行政処分に係るものとされており、対象事項が限定的であると考え。

したがって、ルールの前記の明確化に対する民間企業等の具体的な要望も踏まえて、例えば法令適用事前確認手続の対象拡充も含め、「日本版ノーアクションレター制度」の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、ノーアクションレター制度の対象拡充がなされた後、その施行状況及び制度の活用状況についてフォローアップを行い、更なる改善点について検討する。**【平成 19 年度以降適宜実施】**(基本ア a)

また、各府省庁は、法令適用事前確認手続に関して、ルールの適用に関する予見可能性を一層高める観点から、民間企業等の要望の多い法令について、ノーアクションレター制度の対象とするよう努める。加えて、具体的な手続内容や同手続を利用した民間事業者の実例等を例えばポスター、リーフレット等を用いて広く分かりやすく紹介する、所管する事業者団体を通じて事業者への浸透を図る等、制度の更

なる周知徹底を図る。【平成 19 年度実施】(基本ア b)

行政処分・行政指導の適正化【平成 19 年度検討・結論、以後速やかに措置】

行政処分については、国民の権利利益の救済を図るため、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため、制度の改善点を明確にするとともに、必要な措置を講ずる。(基本ア a)

行政指導についても、書面交付制度の在り方等についての利用者からの意見についての実態調査の結果も踏まえつつ、国民の権利利益の保護を図るため、行政指導について国民・事業者が不服を申し出られるような手続を行政手続法に規定すること等について検討する。(基本ア b)

(2) その他

民法の改正について【平成 19 年度措置】

我が国民法は明治 29 年に制定されて以来、110 年が経過し、時代の変遷の中で時代背景や国民の意識や考え方、商取引の慣行の変化のため、時代の要請による見直しの機運が高まっている。

特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした運用における対応が多くなるとともに、強行規定については、過度に規制的でないかという視点からの時代に合わせた見直しも必要となってきた。

そこで、民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があるから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む作業を実施する。(基本イ)

規制改革の効果分析・評価手法についての検討【平成 19 年度以降逐次実施】

内閣府は、これまで累次にわたり策定されてきた規制改革(緩和)推進のための 3 か年計画に基づき、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を行ってきたところであるが、今後ともこうした分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形

で毎年度公表する。また、それらの数量的な分析については、政府における規制改革の取組が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、分析可能な手法を見極めつつ、例えば政府における規制改革の調査審議事項についても行うなど、政府部内で連携を図りつつ進める。(基本イ)